

2010年度(平成22年度)労働者福祉に関する事業への支援要請 (平成21年11月9日)

番号	要 請 事 項	回 答	課 名
1	<p>労働者福祉運動の育成・強化について 全国の各都道府県において、労働者福祉に関わる諸課題は、さまざまな形で指導と育成が行われています。県の厳しい財政状況は十分理解していますが、勤労者の福祉環境の維持、改善を図るため、次の事項について要請致します。</p>		
(1)	<p>労働者福祉の充実について 労働者福祉運動を推進していくため、勤労者への必要な知識及び情報提供を行うため広報と研修、セミナー及び調査事業、県下各地域での勤労者福祉を充実させるため、助成支援を要請致します。</p>	<p>(1)労働者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たしている役割は認識しており、補助金交付要綱に従い、予算の範囲内で補助を行う予定です。</p>	雇用政策課
(2)	<p>「くらしサポートセンター島根」事業について 2008年6月に勤労者の「労働・生活」に関わる不安解消を図ることを目的に、各関係団体にご協力をいただき開設しました、ワンストップサービス「くらしサポートセンター島根」の更なる事業推進及び充実を図るため、助成支援を要請致します。</p>	<p>(2)「くらしサポートセンター島根」事業については労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、労働者の福祉向上を図る観点から有意義な事業であると認識しており、予算の範囲内で支援したいと考えております。</p>	雇用政策課
(3)	<p>消費者講座について これまで、県消費者センターのご指導をいただき、県下の高校を対象に「高校生のための消費者講座」を自主活動として実施してきました。 2009年度より、高校生のための消費者講座に加え、県下の中小零細企業を含めた消費者講座を実施することとし、補助金対象事業としていただきました。ついては、消費者講座の更なる充実を図るため、この消費者講座に関する助成支援及び委託事業について要請致します。</p>	<p>(3)「消費者講座」の開催に対する支援につきましては、委託事業を所管する環境生活部とも連携を図りながら支援のあり方を検討していきたいと考えています。</p>	雇用政策課
(4)	<p>情報交換と意見交換の場について これまで雇用政策課を窓口として、労働者福祉に関わる諸施策に対して、相互の情報交換と意見交換を行っています。今後も引き続き、県各部局との意見交換の場を設定していただきますよう要請致します。</p>	<p>(4)従来からご意見を伺うと共に意見交換等も実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。</p>	雇用政策課
(5)	<p>2010年度(平成22年度)県補助金について 上記のことを踏まえ、2010年度の県補助金を以下のとおり要請致します。特段のご配慮をお願い致します。尚、2010年度の補助金対象事業の内容および積算表につきましては、別紙のとおりであります。 2010年度 要請額 176.0万円</p>	<p>(5)来年度予算編成においては、財政健全化のもと、大変厳しい状況にありますが労働者福祉の向上は重要であり、効果的な事業が実施できるよう予算確保に努めていきたいと考えております。</p>	雇用政策課

過去4年の県補助金			
平成21年度	176.0	万円	
平成20年度	181.1	万円	
平成19年度	213.0	万円	
平成18年度	282.0	万円	
事業開始予定年月日	2010年	4月	1日
事業完了予定年月日	2011年	3月	31日

2 (1) 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化について
生活保護制度の充実について

厚生労働省は、全国民の中で生活に苦しむ人の割合を示す「相対的貧困率」が、2007年調査で15.7%（1998年以降では最高）となり、7人に1人以上が貧困状態であることを公表しました。このことは、非正規労働の広がりなどが背景にあるとされています。

とりわけ、経済危機・雇用崩壊により生活保護の利用者が急増している中、特に、その支援にあたるケースワーカーの人手不足や過重労働は深刻な問題となっており、現場では生活保護費の支給の遅れや援助の不足などの弊害も生じてきています。

ついては、庶民生活の最後のセーフティネットであります生活保護に関して、県としての対応及び各市町村及び福祉事務所に対し以下のことについて要請致します。

県内の各市町村別の生活保護申請者件数・生活保護受給者件数を公表し、県として貧困に関する公的な調査を行い、公表されるよう要請致します。

生活保護基準（最低生活費）の切り下げに連動して、地方税の非課税基準、就学援助や国民健康保険料・介護保険料の減免基準など生存権保障の水準の切り下げも危惧されており、県として国に対して、生活保護基準の切り下げ阻止に関して働きかけられるよう要請致します。

「受けられるべき生活保護」が受けられず、高金利の貸付（ヤミ金融）が増加する事態が生じないように生活保護の申請権や受給権を侵害しない運用を要請致します。

(1)生活保護制度は、社会保障の最後のセーフティネットであることから、各福祉事務所に対して、引き続き、生活保護の適正実施について指導を徹底していきます。

県内の生活保護の状況については、統計情報を取りまとめた冊子の発行等、公表に努めておりますが、今後もできる限りの公表に努めていきます。

10月20日に厚生労働省から発表された日本の貧困率については、国民基礎調査をもとに算出されておりますが、各都道府県で調査した国民基礎調査のデータについては調査対象数が少なく、単独の県の数値を分析しても、その県の傾向を表したものとは言えません。

また、同様の調査を県独自で実施することは、費用も時間もかかることから、いまのところ実施を考えていません。

生活保護のあり方については、国において、最低限度の生活を具体的にどう定義すべきか等を検討する「ナショナルミニマム研究会」が年内にも設置され、検討される予定であり、県としてもその動向を見守っていきたくと考えています。

生活保護基準の見直しに当たっては、セーフティネットとしての本来の機能を果たしていくことが重要であるという観点から、必要に応じて国に対し意見を述べていきます。

生活保護を受けるべき方が受給できないようなことがあってはならないので、申請の意思があれば適正に対応するよう指導します。

地域福祉課

地域福祉課

健康福祉総務課

地域福祉課

地域福祉課

	<p>生活保護のパンフレットや申請書を行政の各相談窓口 に設置されるとともに、ホームページや広報誌などにより、 市町村を通じて広く県民に周知される取り組みがなされる よう要請致します。</p> <p>自立支援プログラムにおいては、経済的自立(就労支援) のみでなく、日常生活の支援や社会生活の支援も重視され るよう要請致します。</p> <p>福祉現場の業務拡大や自立支援業務の高度化などをふま え、ケースワーカー(福祉事務所職員)の増員、専門性の 確保が図られるよう要請致します。</p>	<p>生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、様々な支援施策との連 携を図りながら、必要に応じて制度周知を行うよう指導します。</p> <p>自立支援プログラムについては、今後も、被保護者の抱える多様な 課題に対応できるような策定を指導します。</p> <p>ケースワーカーに不足が生じて事務処理に支障をきたしている場合 は、適正人員を確保するよう指導します。また、専門性の向上のため に、社会福祉主事の資格取得や各種研修会への参加に努めるよう引き 続き指導します。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>地域福祉課</p> <p>地域福祉課</p>
<p>(2) 失業者への支援について</p>	<p>急速な景気悪化により、全国における2009年9月の完全 失業者数は363万人・完全失業率は5.3%と言われており ます。鳥根県においても再就職できず、失業者が増加傾向にあ ります。また、病気に加え、生活苦を起因とした自殺も増加し ております。</p> <p>については、これまでも失業者への生活支援等の施策を講じら れていると考えますが、更なる公的生活支援施策を検討される よう、特に、次のことについて要請致します。</p> <p>県の施策として失業者等に対し、総合的な相談(就労・ 生活・住宅・緊急貸付・多重債務・職業訓練など)をワン ストップで行う施設の整備がなされるよう要請致します。</p> <p>県としてこれまでの就職安定資金融資(低利・就職時の 返還免除)について、より使いやすくなるよう逐次、運用 の改善がなされるよう要請致します。</p> <p>また、離職者のうち雇用保険制度の失業等給付を受給し ていない者について、職業訓練を受講している期間中の生 活保障のための給付と貸付「訓練・生活支援給付(仮称)」 を創設し、雇用のミスマッチの解消等を図るための能力開 発を積極的に取り組まれるよう要請致します。</p> <p>その他、雇用保険制度の給付が終わった長期失業者や 住宅を失い就職活動が困難な県民に対し、再就職支援や住 居、生活支援を積極的に取り組まれるよう要請致します。</p>	<p>求職中の方に対する総合的な相談については、鳥根労働局や市町村 などと連携して、12月18日に県内の全ハローワークにおいて「ワ ンストップ・サービス・デイ」を開催しました。</p> <p>今後の定期開催や相談内容等については、ワンストップ・サービ ス・デイの結果なども踏まえ、検討してまいります。</p> <p>なお、総合相談は、仕事を探しておられる方が利用しやすいハロー ワークでの実施が、最も利便性が高いものと考えており、現在のとこ ろ県において施設を整備することは考えておりません。</p>	<p>雇用政策課</p> <p>雇用政策課</p> <p>雇用政策課</p>
<p>3 消費者施策の充実について (1) 多重債務対策について</p>	<p>鳥根県においては、「鳥根県消費者金融等被害防止対策会議」</p>	<p>就職安定資金融資制度を所管しております鳥根労働局に要請内容を 伝えます。</p> <p>厳しい雇用情勢を受け、国は補正予算で新たに雇用保険を受給でき ない方への職業訓練(「基金訓練」と生活保障のための給付制度(「訓 練・生活支援給付金」)、融資制度(「訓練・生活支援資金融資」)を 創設しました。県としては国とともに制度普及に努めます。</p> <p>離職者支援制度を所管しております鳥根労働局に要請内容を伝えま す。</p> <p>(1)「鳥根県消費者金融等被害防止対策会議」については、情報共有 など関係機関の連携に効果があることから、今後も定期的に開催して</p>	<p>雇用政策課</p> <p>雇用政策課</p> <p>環境生活総務課</p>

が設置され、多重債務に苦しむ人の救済に向け、精力的に取り組まれていることに敬意を表します。引き続き、その対策会議の定期的な開催を要請致します。また、これまで要請してきました次のことについて、どのように改善され評価されているのか、具体的なご回答をお願いいたします。

これまで、各市町村における窓口の相談体制の更なる充実及び、体制・機能強化が図られるよう要請致しました。県として、具体的な成果と今後の対応について回答願います。

これまで、相談者の問題解決に対して、相談時から最後のフォローアップまでのシステム構築がなされるよう要請致しました。県として、具体的な成果と今後の対応について回答願います。

これまで、被害防止のために、更なる行政内部の連携の強化及び各関係機関の連携が図られ、より実行ある運営がなされるよう要請致しました。県として、具体的な成果と今後の対応について回答願います。

(2) 割賦販売被害者の救済について
島根県においては、特に、消費者センターを中心として「消費者被害」に迅速に対応するための手段として相談員の増員など「積極的な相談体制の強化」などが図られていますが、更に地方消費者行政を強化するため、次のことについて要請致します。

消費者行政の土台である地方消費者行政・相談機能を強化することが必要であると考えます。県として、消費者行政を総合的に推進する機関（県、市町村、消費者、労働者福祉団体も参加する官民共同組織）を独自に設置されるよう要請致します。

県として国に対し、地方消費者行政予算の大幅な拡充や、消費生活相談員の権限の強化、待遇改善と雇用安定が図られるよう働きかけること、また、このことに対応するため、県独自で予算の拡充などの施策を講じられるよう要請

まいります。

多重債務相談窓口の設置について要請したところ、平成20年度に全市町村において設置されるなど体制の整備が図られています。

今後も引き続き、市町村窓口担当者の研修を実施するとともに島根県消費者行政活性化基金を活用し、機能強化の支援に努めます。

一部の市町村では、公営住宅の家賃の回収・税の収納等で多重債務者を発見した場合、相談窓口へ誘導する体制を整備し、また多重債務者からの相談の過程で生活保護等が必要な場合、福祉部署へ誘導するなどの体制を整備しています。その他、相談窓口担当部署と他部署間で連絡会議を定期的開催するなど多重債務者の早期発見・相談、生活支援等を図っています。

今後も市町村消費者行政担当者会議等で関係部署間の連携が強化されるよう要請していきます。

県では、県弁護士会・司法書士会との協力のもと多重債務対策特別無料相談を県内5カ所で開催し、その情報を税及び福祉関係部署等に提供しています。この情報を福祉関係のメールマガジンで知った多重債務者が、相談に訪れるなど連携の成果がみられています。

今後も情報提供・交換など連携を図ります。

消費者行政の強化については、県においては研修の強化による相談員等のレベルアップや、事業者の監視等の強化などを進めることにしているほか、引き続き、住民に最も身近な市町村での相談窓口の設置・強化への働きかけや市町村相談窓口担当者研修会の開催などを行っていきます。関係機関等との連携による消費者行政の推進については、例えば、現在多重債務問題について弁護士会、司法書士会、市町村等と連携して相談の実施などを行っているところですが、限られた人員体制の中では、このようなより実効的、効率的な連携を強化していくことが重要であると考えています。ご指摘の「機関」の設置については、その法的性格、具体的な業務内容、各参加団体の担当事務・負担、指揮系統など検討すべき点が多いと思われることから、現在のところ考えていません。

県は、国から地方消費者行政活性化交付金の交付を受け、基金を造成したところであり、当面は、この基金を有効に活用して消費者行政の活性化を図ることとしております。

また、国において、消費者庁設置後3年以内に消費生活センターの

環境生活総務課

環境生活総務課

環境生活総務課

環境生活総務課

環境生活総務課

致します。

法制上の位置づけ並びにその適正な配置及び人員確保、消費生活相談員の待遇改善等のあり方について全般的な検討が行われると聞いており、今後、これらの動向を見極めていきたいと考えています。

なお、県財政が依然として厳しい状況にある中、財政健全化基本方針に基づく財政改革に取り組んでいるところであり、県独自による予算の拡充は困難であることをご理解ください。

(3) 食の安全・安心の確保について

食品へのテロ、偽装、不正販売などに関しては、社会システムの整備、関係者の倫理観の醸成とともに、行政や関係機関の連携した対応が必要と考えられますが、県としての具体的な施策検討がなされるよう要請致します。

島根県では、食中毒、感染症、毒物劇物等薬物、医療事故その他何らかの原因による県民の生命、健康の安全を脅かす事態の発生に備え、「島根県健康危機管理対策要綱」(平成16年12月)を定め、本庁関係課をはじめ、市町村、警察、消防等の各機関と緊密な連絡・協力体制を図るとともに、実地訓練等を通じて、これら健康危機発生時に迅速で適切な対応を図ることとしています。

また、全国的に食品偽装事件が多発する中で、食品表示関連法令を所管する国や県の関係機関、島根県警察本部で構成する「島根県食品表示監視協議会」を平成20年4月に立ち上げ、情報の共有や悪質な違反事例に対し、連携して迅速な対応を図ることとしています。

薬事衛生課

農畜産振興課

食品衛生等に関する監視指導を実施するために「食品衛生監視指導計画」が策定されました。その進捗状況や結果を逐次公表し、消費者団体との懇談会やパブリックコメントの実施を通して、リスクコミュニケーションを強化されるよう要請致します。

食品衛生監視指導計画は、毎年度、パブリックコメントを経たうえで策定・実施し、その実績等は、県のホームページ等を通じて公表すると共に、生産者や消費者、食品関係事業者等38の事業者団体と行政とで構成する島根県食育・食の安全推進協議会との意見交換や、各保健所が食品衛生月間等を通じて行なう消費者との意見交換会等を実施しながら施策を推進しています。

薬事衛生課

4 医療施策の充実について

島根県においては、少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など、医療を取り巻く環境は大きく変化し、離島、中山間地をはじめとする地域や診療科における医師不足及び、偏在や看護師をはじめとした医療スタッフ不足の解消は大きな課題となっております。

については、県民が安心して信頼のできる医療を地域で受けられるための施策、また、離島・へき地への緊急搬送対策としてドクターヘリの導入などが講じられるよう次の事項について要請致します。また、このことについては、県として国に働きかけられるよう要請致します。

(1) 崩壊の危機に直面している地域医療を守るため、医療財源の確保が図られるよう要請致します。

(1)地域医療確保のためには医療従事者の確保が喫緊の課題です。そのような観点から、国に対して、これまでも診療報酬の見直しなど財源の確保に繋がる要望を行っており、引き続き行っていきたいと考えています。

医療対策課

(2) 地域医療を担う医師・看護師の確保と養成のため、強力な支

(2)県として、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保・養

医療対策課

援体制が図られるよう要請致します。

5 介護施策の充実について

高齢化率が最も高い島根県において、要介護人口が増加する中で福祉・介護現場に携わる労働者の離職率は、法改正後も未だ低賃金や過重労働が起因して極めて高い状況にあります。

県として引き続き、介護事業現場の実態調査を実施されるなど、要介護者が安心して介護が受けられる環境整備を推進されるとともに、介護労働者の労働環境や人材確保などの課題を考慮した「島根県ならではの万全な介護現場を構築」する施策を講じられるよう要請致します。

6 中小企業労働者の福祉の充実について

県内企業では、労働条件をはじめ、福利厚生面の面でも大企業と中小零細企業で働く労働者の格差は広がっています。島根県で暮らす市民の多数は中小零細企業で働く人々とその家族であり、生活基盤の安定は格差の是正や地域社会の発展、経済活性化の視点からも重要な課題と考えます。今や3人に1人が非正規雇用という実態をふまえ、次のことについて要請致します。

(1) 現在の東部・西部勤労者共済会については、引き続き自立と再生に向けて、広域化によるスケールメリットの発揮や、万一の時の生活保障など魅力あるサービス内容になるよう、また、2010年以降の国庫補助廃止に代わる新たなスキームでの財政措置の検討を含め、県として引き続き、強力な指導と支援策の拡充が図られるよう要請致します。

(2) 中小企業経営者に対する財形貯蓄制度の導入促進と融資制度の利用促進を図るため、県として実効性のある周知・広報活動がなされるよう要請致します。

成に関する対策を従来から行っています。さらに、地域医療再生計画に基づき、即効性のある対策を中心にその拡充を図るとともに、マンパワー不足を補完していくためのドクターヘリ導入等を進めていきます。また、国に対しても引き続き要望を行っていきます。

介護労働者の安定した人材確保を行うため、国ではこの4月に介護報酬の3%プラス改定がされ、さらには、賃金改善に直接つながる処遇改善交付金制度が導入されているところです。また、県においても緊急雇用創出事業や福祉介護人材確保・定着推進事業を実施し、早期離職防止や介護人材の安定確保を目指しているところです。

今後も引き続き、介護の職場のイメージアップや、早期離職防止のために就職の際のマッチング事業、処遇改善に向けた事業者へのセミナー等、介護労働者の労働環境改善や安定した人材確保に向けた事業を実施していきます。

(1)国庫補助につきましては、(財)島根県東部勤労者共済会においては平成21年度、(財)島根県西部勤労者共済会においては平成22年度までとの方針が示されているところです。

こうした方針を受けて、それぞれの共済会では、会員の加入促進、サービス水準の見直しや管理経費の節減等安定した経営体質への取り組みを進めています。

県では、各勤労者共済会が、安定した経営ができるよう、次のような自立化支援を行っています。

- ・会員の加入促進のため、事業啓発及び商工団体等への巡回訪問
- ・(財)島根県東部勤労者共済会の自立化に向けた経営改善基本計画策定の支援(平成20年度)
- ・(財)島根県西部勤労者共済会の自立化に向けた経営改善基本計画策定の支援(平成21年度)
- ・(財)島根県西部勤労者共済会に、会員の加入促進を図るための加入推進員を配置(平成21~23年度予定)

今後とも県としては、各勤労者共済会の自立化に向けて、構成市町村と連携しながら、引き続き会員の加入促進等の支援を行っていきます。

(2)島根県中小企業制度融資では、従業員の労働環境整備などを対象とする資金として「人にやさしい環境整備支援資金」を用意しています。本制度の周知を図るため、県のホームページへの掲載や「金融の

高齢者福祉課

雇用政策課

中小企業課

		<p>しおり」の配付等を行うほか、融資窓口である商工会・商工会議所などにおいて中小企業者の相談に応じ必要な資金の紹介などを実施しているところです。</p> <p>勤労者財産形成促進制度については独立行政法人雇用・能力開発機構において運営されていますが、県でもホームページなどで事業を紹介し、制度の普及に努めています。今後もホームページに加え、広報誌の掲載等により制度の普及に努めます。</p>	雇用政策課
(3)	<p>中小企業退職金制度の普及拡大に向けての加入促進について、県として更なる指導がなされるよう要請致します。</p>	<p>(3)中小企業退職金共済制度については独立行政法人勤労者退職金共済会機構において運営されていますが、県でもホームページや「企業支援ガイドブック」などで事業を紹介し、制度の普及に努めています。また、中退共普及推進員と連携し、加入促進に努めております。今後もこのような取組みにより制度の普及に努めます。</p>	雇用政策課